

「福岡県障がい児通所支援事業等の指定等業務」委託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、福岡県障がい児通所支援事業等の指定等業務に係る企画提案書の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

企画提案書の審査及び受託事業者の選定は、「福岡県障がい児通所支援事業等の指定等業務」受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は下表のとおりとする。

評価対象項目	配点
1 実施体制・業務遂行能力 ・事業遂行のために必要な実施体制がとれているか。 ・無理なく効率的に業務を遂行できる体制となっているか。 ・業務従事者数は適切か。 ・福岡県と円滑かつ迅速に連絡・報告や情報共有等をするための体制が提案されているか。	30 点
2 業務運営 ・事業者への対応など、必要なスキルを有しているか。 ・業務のスケジュール管理など、計画的かつ確実に業務を行うスキームであるか。 ・業務従事者への研修など、業務への理解を深める方策がとられているか。	30 点
3 運営の適正性 ・申請書類等の個人情報について、適切に管理できる情報セキュリティ対策が講じられているか。	10 点
4 業務実績 ・過去に類似の業務実績があり、経験豊富であるか。	15 点
5 所要経費・その他 ・所要経費の積算根拠や金額は妥当で、費用対効果に優れているか。 ・他の項目で評価できなかったセールスポイントはあるか。	15 点
合計	100 点

4 評価方法

- （１）委員会の各委員は、提出された企画提案書を確認し、「３ 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- （２）事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	10 点満点	15 点満点	30 点満点
極めて優れている	10	15	30
優れている	7	11	22
普通である	5	7	15
不十分	2	3	7
極めて不十分	0	0	0

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、すべての委員の得点が 60 点以上であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により 1 者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が 1 者のみであった場合は、各委員の得点が 60 点以上であることをもって、当該 1 者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する